高校生就業体験活動推進事業実施要項

（平成14年４月19日教育長決定）
（平成17年３月31日教育長一部改正）
（平成20年５月12日教育長一部改正）
（平成23年１月18日教育長一部改正）
（令和２年６月４日教育長一部改正）

１　趣　旨

この要項は、高等学校及び中等教育学校（以下「高等学校等」という。）において、卒業後の教育や職業との円滑な接続を図るとともに、関連する教育機関や地域、地元の企業等と相互の連携・協力関係を確立して、卒業後の進路に求められる資質・能力を着実に育成することができるよう、就業体験活動（インターンシップ）の実施に必要な事項を定めるものとする。

２　対象学校

道立高等学校及び中等教育学校

３　事業内容

(1)　高等学校等におけるインターンシップの推進

高等学校等におけるインターンシップについては、原則として、全ての生徒が参加することとする。

なお、進学希望者が多い普通科等においては、大学、裁判所、研究施設等の専門機関におけるアカデミック・インターンシップを実施するなど、各学校の実態を踏まえ推進する。

また、通信制や夜間の定時制については、学校の実態に応じ学校長が判断するものとする。

(2)　インターンシップ推進のための協力要請等

インターンシップを推進するため、産学官の連携のもと、各学校が関連する教育機関や地域、地元の企業等と連絡調整を図り、情報の共有・啓発を通じ相互に有益かつ多様な取組を進める。

①　本庁担当局長は、高校生就業体験活動推進事業の拡充を図るため、道の関係部局、北海道労働局、経済団体、高等学校長協会等に協力要請や啓発等を行う。

②　教育局長は、管内での高校生就業体験活動推進事業の拡充を図るため、総合振興局又は振興局の関係課、管内の経済団体、ハローワーク等に協力要請するとともに、各高等学校等におけるインターンシップの円滑な実施に資する情報提供や支援等を行う。

③　高等学校長及び中等教育学校長は、インターンシップの充実を目指し、事業の企画・立案を行うため、市町村の行政機関、市町村の経済団体、地域の事業所及びＰＴＡ等に対し協力を要請するなどして、インターンシップを実施する。

４　成果の普及

(1)　高等学校等

高等学校長及び中等教育学校長は、インターンシップ実施後、インターンシップ受入事業所等一覧を学校ウェブページに掲載するなど、その成果について広く普及するものとする。

(2)　教育局

教育局長は、管内の高等学校等が作成したインターンシップ実施状況等調査の結果をもとに、教育局のウェブページにインターンシップ受入事業所等一覧を実施年度の３月末までに掲載するものとする。

５　その他

この要項に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については別に定める。

附則

この要項は、平成14年４月19日から施行する。

附則

この要項は、平成17年４月１日から施行する。

附則

この要項は、平成20年５月12日から施行する。

附則

この要項は、平成23年１月18日から施行する。

附則

この要項は、令和２年６月４日から施行する。